

市長記者会見事項書

令和元年10月10日午前10時～
理事者控室

【所感】

【発表事項】

1. 「みえ松阪マラソン」応援隊の募集について
(担当 スポーツ課 0598-53-4400)
2. 施設使用料等検討委員会の開催について
(担当 市政改革課 0598-53-4350)
3. 東京および北海道の大学で松浦武四郎に関する講義を行います
(担当 文化課 松浦武四郎記念館 0598-56-6847)
4. 松阪市、東吉野村、宇陀市との観光交流連携事業
“奈良と松阪を結ぶルート166マップ”が完成しました
(担当 飯高地域振興課 0598-46-7111)
5. 街の魅力再発見！松阪市公式インスタグラムキャンペーン～「松阪の休日」～
(担当 秘書広報課 0598-53-4312)

令和元年 10 月 10 日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課 係 名	スポーツ課
担当者名	松林
電話番号	0598-53-4400

1. 発表事項

「みえ松阪マラソン」応援隊の募集について

2. 目 的

令和2年12月20日(日)に開催予定の「みえ松阪マラソン」は、『走る』『みる』『支える』人々のスポーツの輪を広げる」という大会コンセプトのもと、松阪の魅力を全国に発信できるような市民参加型フルマラソンをめざしています。

ランナー、応援する人、スタッフが一体となって「みえ松阪マラソン」を作り上げ、盛り上げていくために、ランナーを「支える」企業・店舗、各種団体、学校、自治会・住民協議会などの団体・組織を応援隊として広く募集します。

応援隊に入隊していただいた後は、「みえ松阪マラソン」の大会名称やロゴマークなどの商標を使い、大会を盛り上げる企画・PR、パフォーマンスや練習会などのイベント開催、会場や沿道でのおもてなし・応援、オリジナル商品・サービスの販売などの活動を公式に行っていただけます。

募集方法や活動内容などについては随時、「みえ松阪マラソン」大会公式ホームページで情報を発信し、活動を支援していきます。

3. 募集内容

「みえ松阪マラソン」応援隊

4. 入隊申請資格

企業・店舗、各種団体、学校、自治会・住民協議会などの団体・組織

5. 募集開始

令和元年10月10日(木)から

6. 入隊申請方法

「みえ松阪マラソン応援隊入隊申請書」をみえ松阪マラソン実行委員会事務局(スポーツ課内)に提出してください。すみやかに審査し、入隊の可否を決定します。

7. 募集要項及び入隊申請書

別紙のとおり。

みえ松阪マラソン応援隊 募集要項

ランナー、応援する人、スタッフが一体となって「みえ松阪マラソン」を作り上げ、盛り上げていくために、ランナーを「支える」企業・店舗、各種団体、学校、自治会・住民協議会などの団体・組織を「みえ松阪マラソン応援隊」として広く募集します。

1. 活動内容

- ・大会を盛り上げる企画・PR、パフォーマンスやランニング練習会などのイベント開催
- ・大会ポスターの掲示や募集パンフレット配布の協力
- ・「みえ松阪マラソン」の大会名称やロゴマークなどの商標を使った、オリジナル商品・サービスの販売
- ・大会当日の会場や沿道でのおもてなし・応援
- ・その他、ランナーやスタッフを笑顔にし、喜ばれる活動

2. 入隊申請資格

企業・店舗、各種団体、学校、自治会・住民協議会などの団体・組織

3. 募集開始

2020年10月10日（木）から

4. 入隊申請方法

別紙1「みえ松阪マラソン応援隊入隊申請書」に必要事項を記入の上、メール・FAXまたは郵送にて実行委員会事務局に提出してください。すみやかに審査し、入隊を認めるときは、代表者（連絡責任者）へ通知するとともに入隊証を交付します。

5. 入隊条件

- (1) 実行委員会が定める事項を遵守し、活動できること。
- (2) 活動に要する物品の手配・交通・駐車場確保・搬送・準備・活動・撤去・清掃・その他、すべて申請者にて行うこと。
- (3) 活動時の準備物や発生したゴミなどは各団体で回収すること。
- (4) 活動中および往復中の事故、物品の破損・盗難・紛失・他人へのケガ・損害、その他、すべて自己責任において対処できること。
※主催者および各関係団体は一切の責任を負いません。
- (5) 暴力団や反社会的団体に所属または社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体・組織や活動であること。

6. 注意事項

- (1) 事務局から活動に要する諸経費の負担や、日当・交通費・その他の報酬の支給は

- ありません。
- (2) 大会当日は大規模な交通規制に伴い、車両通行や歩行できる範囲、応援場所が限られています。
 - (3) 大会当日の応援場所については、参加人数・応援内容・物品運搬の有無などを考慮し、実行委員会で決定しますので、ご希望に添えない場合があります。
 - (4) ランナーの走行に支障を及ぼす行為や、火気の使用等、危険がある応援は禁止します。
 - (5) 実行委員会が参加にふさわしくないと判断した場合、入隊および参加をお断りする場合があります。
 - (6) 活動の様子を写真撮影し、事務局への提供をお願いすることがあります。
 - (7) 活動中の映像・写真・記録などについてインターネット・報道機関等への掲載権と肖像権は主催者に属します。また、入隊申請をもってこれに同意したものとみなします。
 - (8) 申請内容に変更が生じた場合または退会しようとする場合は、その内容を事務局へ連絡してください。
 - (9) 大会名称やロゴマークなどの商標の使用は、入隊申請時に記名された団体にのみ許諾されます。関連団体や子会社等が商標の使用を希望する場合は、別途入隊申請書の提出が必要です。

7. 入隊特典

- ・大会公式ホームページでの活動紹介
- ・入隊証（大会公式ステッカー）の交付
- ・大会ポスターやチラシ等の送付

8. お問い合わせ・申込先

みえ松阪マラソン実行委員会事務局（松阪市教育委員会事務局スポーツ課内）

〒515-8515 三重県松阪市殿町1315番地3

TEL : 0598-53-4359 (9:00~17:00 土日祝を除く)

FAX : 0598-26-8816

E-mail : info.mmm@city.matsusaka.mie.jp

みえ松阪マラソン応援隊 入隊申請書

私は、みえ松阪マラソン応援隊募集要項の記載事項を理解したうえで遵守し、個人情報の取り扱いに同意して入隊申請いたします。

申込日	年 月 日	
ふりがな		
社名・団体名等		
参加人数	人	
代表者	ふりがな	
	名前	
	住所	〒 () □ 自宅住所 □ 団体住所 (いずれかに☑)
	電話番号	() -
	FAX 番号	() -
	E-mail	
活動内容	(できるだけ具体的にご記入願います。写真や画像などがあれば添付してください。)	

申込先

みえ松阪マラソン実行委員会事務局

〒515-8515

三重県松阪市殿町 1315 番地 3 松阪市教育委員会事務局スポーツ課内

TEL : 0598-53-4359

FAX : 0598-26-8816

E-mail : info.mmm@city.matsusaka.mie.jp

令和元年 10 月 10 日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課 名	市政改革課
担当者名	岡本
電話番号	0598-53-4350

1. 発表事項

第 1 回松阪市施設使用料等検討委員会の開催について

2. 目的

松阪市における施設使用料は、消費税増税に伴う改定を除くと、長年据え置かれております。公共施設の運営費の多くは、市民が納める税金で賄われているため、施設を「利用する人」と「利用しない人」との負担の公平性の検証を行い、統一的な視点で施設使用料の見直しが必要となっています。また、施設使用料の減額・免除規定においても、統一した基準が整備されていない状況です。

そこで、外部有識者による検討委員会を設置し、公共施設の管理運営、行財政改革の専門的な知見や施設利用者の視点など様々な外部有識者から、受益に応じた公平・公正な施設使用料の負担のあり方の検討を行います。

今後、検討委員会を 6 回程度開催し、令和 2 年度中に提言を行う予定です。

3. 日時

令和元年 10 月 31 日（木） 午前 9 時 15 分～

4. 場所

松阪市役所 議会棟 2 階 第 3・4 委員会室

5. 委嘱委員

学識経験者、松阪市行政改革推進委員、松阪市体育協会、松阪市文化センター運営委員会、松阪市住民協議会活動推進委員会、松阪商工会議所青年部、東海税理士会松阪支部税理士 の 7 名

6. 内容

- (1) 委員委嘱
- (2) 市長あいさつ
- (3) 松阪市施設使用料等検討委員会要綱について
- (4) 検討事項
- (5) その他

7. 検討対象施設

松阪市の公共施設のうち、体育館、グラウンド、テニスコート、文化ホール及び会議室など、特定の受益者が存在し、かつ、使用料の発生する可能性があるもの

(約 200 施設)

ただし、今後、対象施設を精査していきますので、施設数は変更になる可能性があります。

松阪市施設使用料等検討委員会要綱

令和元年10月1日 告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が徴収する公共施設の使用料その他これに類するもの（以下「使用料等」という。）について、受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料等に関する事項を調査及び検討するため、松阪市施設使用料等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 使用料等の見直しに関すること。
- (2) 使用料等の算定基準及び減額・免除基準に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用料等について受益者負担の適正化に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行財政改革の識見を有する者
- (3) 施設利用団体を代表する者
- (4) 地域を代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から検討結果の提言を行う日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条第2項各号のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないとき並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画振興部市政改革課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

令和元年10月10日

報道機関各社 御中

連絡先	
課名	文化課 松浦武四郎記念館
担当者名	川村（課長）、山本
電話番号	0598-56-6847

1. 発表事項 東京および北海道の大学で松浦武四郎に関する講義を行います
2. 内容 松阪市では、昨年度に実施した松浦武四郎生誕 200 年記念事業の成果を継承・発展させていく取り組みの一つとして、武四郎の一畳敷の書斎が現存する東京都三鷹市の国際基督教大学、およびアイヌ民族の若者を毎年一定数受け入れ、未来のアイヌ文化の担い手として育てる「ウレシパ・プロジェクト」を進める北海道札幌市の札幌大学において、市長と松浦武四郎記念館の主任学芸員が学生への講義を行い、武四郎を生んだ松阪や、武四郎に関するお話しをします。
また、札幌大学での講義に合わせて、昨年度の記念事業において多大なご協力とご支援をいただいた関係先を訪問し、感謝の意を述べます。
3. 講義日時 国際基督教大学 令和元年 10 月 29 日（火）13 時 15 分から 15 時まで
札幌大学 令和元年 11 月 27 日（水）13 時 30 分から 15 時まで
4. その他 札幌大学の講義に合わせて訪問する関係先
 - ①北海道 150 年事業で松浦武四郎をキーパーソンとしていただいたことに感謝し、北海道庁を訪問します。
 - ②松浦武四郎生誕 200 年記念事業のオープニングイベントで武四郎への熱い思いを語っていただいた公益社団法人北海道アイヌ協会の加藤忠理事長を訪問します。
 - ③北海道 150 年記念ドラマ「永遠のニシパー—北海道と名付けた男 松浦武四郎」を制作したNHK札幌放送局の若泉久朗局長を訪問します。
 - ④北海道命名 150 年記念特番「松浦武四郎が夢見た北の大地」を制作した北海道放送を訪問します。

令和元年 10 月 10 日

報道機関各社

連 絡 先	
課係名	飯高地域振興課
担当者名	廣本、高木
電話番号	0598-46-7111

1. 発表事項 松阪市、東吉野村、宇陀市との観光交流連携事業

“奈良と松阪を結ぶルート166マップ”が完成しました

2. 内 容

平成31年4月19日、国道166号によって三重県と奈良県を結ぶルートとして繋がり、自然・歴史・文化等の資源を生かした地域振興に取り組んでいる松阪市、東吉野村、宇陀市が観光交流連携協定を締結しました。

その連携事業である国道166号沿線、道の駅周辺の情報を盛り込んだルートマップが完成し、秋の行楽シーズンを迎え観光PR、情報・魅力発信を行います。

3. ルートマップの特徴

松阪市飯南町(道の駅茶倉駅)から宇陀市松山地区(道の駅宇陀路大宇陀)間の県境を越えた国道166号のルートマップ。

国道166号沿線の自然・歴史・文化等の観光資源や観光交流施設、温泉施設を紹介。

道の駅「茶倉駅、飯高駅」、小さな道の駅「ひよしのさと」、道の駅「宇陀路大宇陀」周辺の情報等をルートマップに記載。

各市村の温泉6カ所を巡るスタンプラリーを実施。抽選で50名に地域の特産品や入湯招待券などをプレゼント。令和2年5月31日〆切。

4. 事業費等

田舎暮らし交流移住促進事業(松阪市)

事業費: 443,880円(各市村負担147,960円)

印刷数: 15,000部(各市村5,000部)

配布箇所: 各市村の道の駅、観光交流施設等へ配布

奈良と松阪 を結ぶ **ルート166** *MAP*

松阪市

香肌峡県立自然公園 櫛田川・恵美須河原(松阪市飯南町)

(香^か肌^{はだ}峡)



高見山の樹氷

令和元年 10 月 10 日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課名	秘書広報課
担当者名	岡田
電話番号	0598-53-4312

1 発表事項

まちの魅力再発見！

松阪市公式インスタグラム投稿キャンペーン～「松阪の休日」～

2 目的

松阪市では公式インスタグラムを平成 30 年 7 月から始めて 1 年余りが経ちました。現在のフォロワー数は 1,367 人(令和元年 10 月 8 日現在)で、平日は毎日投稿し、観光情報やまちのできごと等、さまざまな情報発信を行っています。

松阪市公式インスタグラムの認知度向上(フォロワー数増加)と、さまざまな街の情報を共有する中で松阪市の魅力を再発見することや、新たな価値を生み出すことを目的に今回のキャンペーンを実施します。

3 内容・テーマ

テーマ：松阪の休日。自然たっぷりの景色に癒される人、のんびり近所を散歩する人、美味しいものを求める人。いろいろな松阪での休日の過ごし方の提案や松阪に行きたくなるような「松阪の休日」をテーマにした写真を募集します。

4 応募方法

①公式アカウント「@matsusaka_official」をフォロー

②テーマにそった写真に、応募用タグ「#松阪の休日」を記載して投稿

5 応募期間

令和元年 10 月 10 日(木)～ 令和 2 年 1 月 31 日(金)

6 応募条件および注意事項

- ・写真は未発表かつ著作権・肖像権等、権利上問題のないものに限ります。
- ・通行止めの道路など、立ち入り禁止区域内への侵入や危険な撮影行為、個人の土地に無許可で入る行為はやめてください。
- ・応募点数に制限はありません。
- ・アカウントが非公開の場合や応募された投稿の内容が差別的または公序良俗に反するものである場合は対象外とします。

- ・入賞商品発送の都合上、応募者は日本国内在住の方に限ります。
- ・投稿された作品は、松阪市公式Instagram等の掲載に使用させていただきます場合があります。

7 賞品

松阪もめんのハンカチ(入賞者 20 人)

- ・審査は秘書広報課にて行います。
- ・入賞者には令和2年2月中にInstagramのメッセージを利用しご連絡します。連絡から7日を経過しても返信が確認できない場合は、ほかの方に権利が移ります。

8 主催・問い合わせ

松阪市秘書広報課広報広聴係

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

☎0598-53-4312 FAX0598-22-1119

✉kouhou@city.matsusaka.mie.jp